

議案第10号

長与町介護保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和3年3月2日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

第8期介護保険事業計画に基づく介護保険料の改定及び第1号被保険者の所得段階を区分する合計所得金額の改定のほか所要の改正を行うもの。

長与町介護保険条例の一部を改正する条例

長与町介護保険条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保険料率及び保険料）

第14条 令和3年度から令和5年度までの各年度分の保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 31,800円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 41,300円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 47,700円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 57,200円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 63,600円
- (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 73,100円
- (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 82,700円
- (8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 95,400円
- (9) 前各号のいずれにも該当しない者 108,100円

2 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの町が定める額は、120万円とする。

3 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの町が定める額は、210万円とする。

4 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの町が定める額は、320万円とする。

5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の保険料は、同号の規定にかかわらず、19,100円とする。

6 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の保険料は、同号の規定にかかわらず、31,800円とする。

7 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の保険料は、同号の規定にかかわらず、44,600円とする。

第22条第1項中「においては、当該納付金額に」を「において、当該納付金額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）が2,000円以上であるときは」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該延滞金額に、100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の長与町介護保険条例第14条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。